

令和4年1月11日

スタッフ各位

アールシステム株式会社  
代表取締役 山本 英雄

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応について【更新分】

高知県内において、オミクロン株による市中感染例が確認されています。現在、高知県の「感染症対応の目安」におけるステージは「注意（黄）」ですが、より感染力が強いとされる「オミクロン株」が全国的にも急速に感染拡大している状況を踏まえ、感染拡大防止のため、再度以下の点の徹底及び対応についてお願いいたします。

### 1. 感染予防の徹底について

- ・身体的距離（1～2m）の確保、マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、こまめな換気等、各自、感染予防に努めて下さい。
- ・社員は毎朝検温し、発熱等異常がある場合は、入社前に上司等に報告し、指示を受けて下さい。
- ・不特定多数の人がいる場所への出入りやイベント等への参加はできる限り控えて下さい。
- ・会食は、小規模グループかつ短時間で行って下さい。また、会食時、会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は控えるようお願いいたします。
- ・「まん延防止等重点措置の対象地域」など感染拡大地域からの来訪者との会食についてもできるだけ控えてください。やむを得ない場合、会話が主となる時間帯にはマスクの着用を励行するなど、飛沫感染防止に努め、感染リスクの高い行動は控えるように徹底してください。
- ・マスクを外しての会話等が感染リスクを高めることになるため、昼食時には黙食を基本とすることにご協力ください。
- ・無症状でも不安のある方は、県が設置する検査会場等においてPCR検査等（無料）で受けることができます。

### 2. 他県との往来について

- ・「まん延防止等重点措置の対象地域」など感染拡大地域との往来は極力控えてください。（真にやむを得ない場合を除く）
  - ・やむを得ず他県へ移動する際は、会食等の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請やメッセージに沿って行動してください。
- ※他県との往来及び不特定多数の人がいるイベント・集会への参加等の可能性があるスタッフは、感染経路特定のため、各営業担当へ申告・相談をお願いいたします。場合によっては出勤についてご相談させていただきます。

### 3. スタッフ本人や家族に発熱、咳などの呼吸器症状など感染の疑いが出た場合

- (1) 本人に発熱、咳などの呼吸器症状など感染の疑いが出た場合は、医師の了承があるまで出社を禁止します。その際は必ず担当営業に電話やメールで連絡して下さい。
- ・政府感染症対策の基本方針に従い、風邪や発熱などの軽い症状の場合は、外出をせず自宅で療養して下さい。

- ・ただし、37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合や、強いだるさ（倦怠感）・息苦しさが続く場合および感染者と濃厚接触があった場合には、直ちに「新型コロナウイルス相談センター」に問い合わせ、その指示に従って下さい。

■新型コロナウイルス健康相談センター（※高知県・高知市合同の相談センターです）

電話番号088-823-9300（9:00～21:00）※平日・土日祝とも

- (2) 家族や同居者に感染の疑いがある場合、スタッフ本人も出社を控え、速やかに担当営業に電話やメールで連絡して下さい。

- ・医師から「周囲に感染を広げる恐れがない」との判断が示されてから出社して下さい。

#### 4. 新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者と接触がある場合

- (1) 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と濃厚接触した可能性がある場合

- ・濃厚接触者が陰性と判断されるまでの期間、自宅等で待機し経過観察を行って下さい。

- (2) 新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した場合

- ・濃厚接触者に特定された場合、PCR検査の実施や自宅待機等、保健所の指示に従って経過観察を行って下さい。
- ・濃厚接触者に特定されなかった場合でも、濃厚接触の疑いがある場合は自宅等で待機し、感染者と最後に接触した日から7日間は経過観察を行って下さい。

#### 5. 派遣先企業内で感染者または感染の疑いがある人が出た場合

- ・派遣先企業内で発熱・咳などの感染症の疑いがある人（濃厚接触者を含む）が出た場合は、派遣先企業の指示に従い、派遣スタッフの出社についても対応いたします。

#### 6. 家族が所属する組織・団体などで感染が発生したとき

- ・子供が通う学校や配偶者が勤務する会社など、家族が所属する組織・団体で発生した場合は、家族への感染の有無にかかわらず、出社を控えてもらう可能性があります。速やかに担当営業に電話やメールで連絡して下さい。社内でも協議の上、出社の可否を判断し、スタッフ本人に連絡させていただきます。

#### 7. 休暇の取り扱い

- (1) 派遣先企業内で感染者または発熱、咳などの感染症の疑い（濃厚接触者含む）が出た場合は、派遣先企業指示のもと、出勤停止を命じられた場合は、就業規則（第66条）に従って、その期間が休業補償（通常給与の60%を支給）の対象となります。

なお、前述の期間は、有給休暇を取得していただいてもかまいません。

- (2) 本人が感染者または家庭内感染（濃厚接触含む）等の疑いで休業する場合は、通常の休暇扱いとし、休業補償の対象とはなりません。

#### 8. その他

- ・前記に記載のない事項については、派遣先企業等の対応に準じることとし、当社と派遣先企業等とで相違がある事項については、状況により派遣先企業等の対応を優先させることがあります。

※以上、感染拡大防止のため、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。